

第11回

遺族年金の仕組みと課題

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方について戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきます。今回は、遺族年金の仕組みと課題です。

遺族年金は、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた人の生活を保障するための給付で、遺族基礎年金（定額）と遺族厚生年金（報酬比例）があります。

「遺族基礎年金」は、子どもを育てている配偶者や子どもに支給される遺族年金です。

一方、「遺族厚生年金」は、遺族基礎年金の上乗せ給付という役割のほか、子どもを育てていない配偶者等へも支給されます。また、65歳以上の高齢期には、老齢基礎年金の上乗せ給付として、老齢厚生年金を補完して、配偶者を亡くした人の老後生活の保障の役割も果たしています。

1 遺族基礎年金は、子を育てている配偶者または子に支給される

遺族基礎年金の支給対象者は、死亡した人生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」です。

遺族年金で「子」とは、18歳になつた年度末までの未婚の者（障害等級1級または2級の状態にある者は20歳未満）です。配偶者に遺族基礎年金の受給権がある場合は、子の遺族基礎年金は支給停止となります。

2 遺族厚生年金の支給対象者には、子のない配偶者や父母等も含まれる

遺族厚生年金の支給対象者は、死亡した人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」です。

遺族年金で「子」とは、18歳になつた年度末までの未婚の者（障害等級1級または2級の状態にある者は20歳未満）です。配偶者に遺族基礎年金の受給権がある場合は、子の遺族基礎年金は支給停止となります。

3 遺族厚生年金の額は、死亡した人の老齢厚生年金の4分の3が基本

遺族厚生年金の支給対象者は、死亡した人に生計を維持されていた、①配偶者（夫は妻の死亡時に55歳以上）、②子（配偶者に受給権があるときは支給停止）、③父母（死亡当時に55歳以上）、④孫、⑤祖父母（死亡当時に55歳以上）のうち、優先順位が高い人です。（①と②は同順位で最も優先順位が高く、以下、順に低くなります）

遺族厚生年金の支給対象者は、死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額が基本です。

生計維持要件は、死亡の当時、死亡した者と生計を同じくしていた者（生計同一）であつて、死亡時の前年の年収が850万円未満（所得では655・5万円未満）であることです。

第1号、第2号、第3号被保険者が死亡したとき、②国民年金の被保険者であつた人が日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の期間に死亡したとき、③25年以上の受給資格期間（保険料納付済期間、免除期間）がある人が死亡したときのいずれかです。（①②の場合、保険料納付要件があります）

遺族基礎年金の年額（令和5年度）は、老齢基礎年金満額（795,000円）に、子の加算額を加えた額です。子の加算額は、1人目と2人目の子は各228,700円、3人目以降は各76,200円です。

夫は、妻の死亡当時に55歳以上である人に限られ、受給開始は60歳からです。父母、祖父母も同じです。

夫の死亡当時に子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できる有期給付です。

遺族厚生年金の支給要件は、①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、②厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき、③1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき、④老齢厚生年金の受給権者が25年以上の受給資格期間がある者に限る）等が死亡したときです。（①②の場合、保険料納付要件があります）

高齢期に配偶者を亡くした場合は、④が中心となり、受給資格期間25年以上の老齢厚生年金は、受給権者の死亡後に、配偶者の遺族厚生年金に振り替わります。

「子」の定義は、遺族基礎年金と同じです。夫は、妻の死亡当時に55歳以上である人に限られ、受給開始は60歳からです。父母、祖父母も同じです。

夫の死亡当時に子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できる有期給付です。

遺族厚生年金の支給要件は、①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、②厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき、③1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき、④老齢厚生年金の受給権者が25年以上の受給資格期間がある者に限る）等が死亡したときです。（①②の場合、保険料納付要件があります）

高齢期に配偶者を亡くした場合は、④が中心となり、受給資格期間25年以上の老齢厚生年金は、受給権者の死亡後に、配偶者の遺族厚生年金に振り替わります。

「子」の定義は、遺族基礎年金と同じです。夫は、妻の死亡当時に55歳以上である人に限られ、受給開始は60歳からです。父母、祖父母も同じです。

夫の死亡当時に子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できる有期給付です。

遺族厚生年金の支給要件は、①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、②厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき、③1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき、④老齢厚生年金の受給権者が25年以上の受給資格期間がある者に限る）等が死亡したときです。（①②の場合、保険料納付要件があります）

高齢期に配偶者を亡くした場合は、④が中心となり、受給資格期間25年以上の老齢厚生年金は、受給権者の死亡後に、配偶者の遺族厚生年金に振り替わります。

